2025年1月29日

ご利用者各位

いつも大変お世話になっております。

港区立産業振興センターでございます。

10階・11階貸出施設利用団体登録の更新期限が近づいてまいりましたのでご案内申し上げます。

本団体登録は、登録年度を含む3年度間を有効期間と定めています。

有効期限の切れたアカウントでは施設をご利用いただく事ができなくなりますため、

引き続き施設利用をご検討の団体様におかれましては、更新のお手続きをお願いいたします。

【必要書類】

団体登録時と同様の書類が必要となります。

（登録内容に変更がある場合はこの限りではありません）

※必要書類例

〇中小企業

・団体登録申請書（第1号様式）

・履歴事項全部証明書(3ヵ月以内に発行されたもの)

・本人確認書類

〇個人事業主

・団体登録申請書（第1号様式）

・確定申告書、または特別区民税・都民税事業所課税納税証明書(最新のもの)

・本人確認書類

〇中小企業団体

・団体登録申請書（第1号様式）

・規約・会則

・団体の構成員が分かる名簿

・本人確認書類

〇中小企業勤労者団体

・団体登録申請書（第1号様式）

・規約・会則

・団体の構成員が分かる名簿

・本人確認書類

詳しくは貸出施設利用案内のP23,24をご確認ください。

【登録内容の更新】記入例

<https://minato-sansin.com/wp-content/uploads/2025/01/dantaitourokusinseisyo-2.docx>

※要確認※

現アカウントの団体代表者住所が団体住所の登録になってしまっている団体様がございます。正しくは、履歴事項全部証明書や会員名簿等に表記上の代表者様の有する住所となりますので、ご注意ください。

【更新期間】

有効期限の2カ月前から申請可能です。

年度末は申請が集中するため、通常よりもお時間をいただく場合がございます。

お早めの更新申請にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【提出方法】

下記いずれかの方法でご提出ください。

1.いつも利用計画書をお送りいただいているメールアドレス宛にお送りください。

[minato-facility@campuscreate.com](mailto:minato-facility@campuscreate.com)

2. 港区立産業振興センター9階総合受付へお持ちください。

3.港区施設予約システムにログインし、利用者メニューの『有効期限の更新等』からお手続きください。

申請方法は1.メール送信を推奨いたします。

※2023年10月に実施された港区施設予約システム改修に伴い、

団体登録カードの新規発行を終了いたしました。

予めお含みおきください。

このメールは港区立産業振興センターにて団体登録を行った利用者様にお送りしています。

メールの内容に心当たりのない場合、本メールは破棄していただきますようお願いいたします。